





- ACCESS
- 丸の内線「霞ヶ関」駅下車/A3b出口直結
  - 日比谷線「霞ヶ関」駅下車/A3b出口直結
  - 千代田線「霞ヶ関」駅下車/A3b出口直結
  - 有楽町線「桜田門」駅下車/4番出口徒歩約3分





〒100-8927  
 東京都千代田区霞が関2-1-2  
 TEL/03-5253-5111  
 FAX/03-5253-7531



 <https://www.fdma.go.jp/>  
 消防庁マイページ

 [https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/r02\\_jishinkasai\\_honpen\\_11m.mp4](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/r02_jishinkasai_honpen_11m.mp4)  
 地震火災～あなたの命を守るために出来る事～

 <https://www.facebook.com/npa.student>  
 Facebook  
 アカウント名「総務省消防庁 -女性活躍-」

 [https://twitter.com/fdma\\_japan](https://twitter.com/fdma_japan)  
 Twitter  
 アカウント名「総務省消防庁」

# FDMA

Fire and Disaster Management Agency



国民の生命と財産を守る

消防庁



# 「守りたい」、その想いが チームをひとつにする。

全国の消防本部 723 本部、職員約 17 万人、消防団員約 78 万人。  
その一人ひとりの想いを束ねるのが消防庁です。

火災の予防や消火、救急、救助など「国民の安心・安全」の担い手として、  
消防防災体制を強化するとともに、全国の消防本部や都道府県・市町村の  
危機管理局と共に被害を最小限に防ぐ大きな役割を果たしてきました。

今後、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの  
大規模地震などにも、一丸となって立ち向かうべく、  
誰もが安心して暮らせる全国の地域づくりに取り組んでいきます。

大好きな街を守りたい。大切な人を守りたい。  
チームをひとつにして、想いは現場へと走ります。







## 消防庁の役割



### 消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

(消防組織法第1条)

### 災害の種類

- |          |   |
|----------|---|
| 大規模災害・事故 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震災害・津波災害・風水害・火山災害・火災</li> <li>危険物事故・原子力災害・航空事故・海上事故</li> <li>鉄道事故・道路事故</li> </ul> |
| 重大事件     | <ul style="list-style-type: none"> <li>ハイジャック・大量殺傷型テロ・重要施設テロ</li> </ul>   |
| 武力攻撃事態   | <ul style="list-style-type: none"> <li>着上陸侵攻・ミサイル攻撃</li> <li>ゲリラ・特殊部隊による攻撃・航空攻撃</li> </ul>                                |

### 消防庁



## CONTENTS



### 南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模災害に備える

- 05 近年の大規模自然災害への対応
- 07 全国各地から駆けつける精鋭部隊「緊急消防援助隊」
- 07 TOPICS 1/ 消防庁と地方公共団体との間における映像情報共有手段の充実
- 09 住民への災害情報伝達手段の多重化
- 09 災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業
- 10 人命救助の専門部隊「レスキュー隊」の活動
- 10 国際緊急援助・国際協力



### 救える命を救う

- 11 消防体制・活動環境の整備
- 12 消防の広域化
- 12 TOPICS 2/ 女性消防吏員の更なる活躍推進
- 13 救急救命体制の充実強化
- 14 TOPICS 3/ 新型コロナウイルス感染症に係る取組



### 多様化する火災・企業災害を未然に防ぐ

- 15 多様化する火災の予防
- 16 住宅防火対策の推進
- 16 火災原因・流出事故原因調査、製品火災対策の推進
- 16 TOPICS 4/ 大阪市北区ビル火災に係る対応
- 17 石油コンビナート等の防災体制の強化
- 17 原子力災害への備え
- 18 危険物の安全確保



### 消防団を中核に地域の防災力を高める

- 19 地域コミュニティの核としての消防団員
- 20 消防団の処遇改善・加入促進に関する取組
- 20 地域防災を支える自主防災組織等の育成



### テロや武力攻撃から国民を守る

- 21 国民保護共同訓練
- 22 NBC 対応資機材の整備
- 22 全国瞬時警報システム「Jアラート」
- 22 TOPICS 5/ 国民保護に係る避難施設の指定促進



### 人材育成と新たな技術に挑戦する

- 23 消防職員・団員の教育訓練
  - いつでも、誰でも、ネットで学べる防災・危機管理 e-カレッジ
- 24 消防防災における科学技術の研究・開発
- 24 消防研究センターの研究開発

etc.

- 25 組織・施設
- 26 消防防災・危機管理センター

1 備える

2 救う

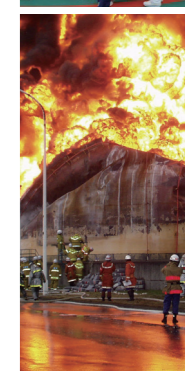
3 防ぐ

4 高める

5 守る

6 挑戦する

etc





# 南海トラフ地震・首都直下地震

# などの大規模災害に備える



1 備える

2 救う

3 防ぐ

4 高める

5 守る

6 挑戦する

e t c

## 過去の災害の教訓を活かし、今後の大規模災害に備える

戦後最大の災害となった東日本大震災では、住民への多様な災害情報伝達手段の確保、消防力の確実かつ迅速な投入、長期に及ぶ消防活動への対応及び消防職団員の安全確保など、さまざまな課題が残されました。

また、近年、大規模土砂災害や火山噴火災害など、甚大な被害をもたらす災害が多発しています。

消防庁では、これらの災害の教訓を活かし、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震などの大規模地震に備え、緊急消防援助隊の機能強化など、国民の命を守る消防防災体制の構築に取り組んでいます。

## 近年の大規模自然災害への対応

消防庁では、災害対策本部において被害状況を速やかに把握するとともに、被災自治体からの要請に応じた広域的な消防応援体制の構築や職員の現地派遣を通じ、

政府と自治体が一体となった災害応急対策を推進しています。

### 東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者 2 万 2,312 人の人的被害と、全壊約 12 万棟、半壊約 28 万棟の住家被害（令和 4 年 3 月 1 日時点）をもたらしました。

地震発生直後、被災県以外の 44 都道府県に対して、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動を指示しました。延べ約 3 万 1,000 隊、約 11 万人の隊員が被災地へ派遣され、消火・救助・救急活動を 88 日間にわたり行い、5,064 人の人命を救助しました。また、福島第一原子力発電所事故に際しては、内閣総理大臣や総務大臣からの要請を受けて、使用済核燃料プールへの放水活動を行いました。



被災地へ出動中の緊急消防援助隊 / 東日本大震災・岩手県大槌町



消防防災ヘリコプターによる救助活動 / 東日本大震災・宮城県気仙沼市



宮城県における救急活動宮



宮城県気仙沼市における消火活動

### 御嶽山噴火災害

平成 26 年 9 月 27 日、長野県・岐阜県の県境にある御嶽山が噴火し、死者・行方不明者 63 名という甚大な被害が発生しました。

消防庁では、火山ガスの検知が行える資機材を保有する高度救助隊、山岳地域での活動に精通した救助隊及び航空隊など、延べ 1,049 隊 4,332 人の緊急消防援助隊を派遣し、消防庁ヘリによる被害情報の収集、火山灰をかきわけながらの要救助者の捜索・救助等を行いました。

### 平成 30 年 7 月豪雨

平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 29 日にかけて西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した豪雨の影響で、各地で河川の氾濫による浸水や土砂崩れが発生し、全国で死者・行方不明者 271 名、住家被害 4.6 万戸以上（令和元年 8 月 20 日時点）となるなど甚大な被害が発生しました。

消防庁では、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県に対して、延べ 1,383 隊 5,385 人の緊急消防援助隊を派遣し、水陸両用バギー等の特殊車両や航空隊を活用して、捜索・救助、被害情報の収集などを実施しました。

### 静岡県熱海市土石流災害

令和 3 年 6 月末から日本付近に停滞した梅雨前線の影響で、7 月 3 日 10 時 30 分頃、静岡県熱海市伊豆山地区の住宅地で大規模な土石流が発生し、住民等の死者・行方不明者が 28 名（令和 4 年 11 月 18 日時点）となるなど甚大な被害が発生しました。

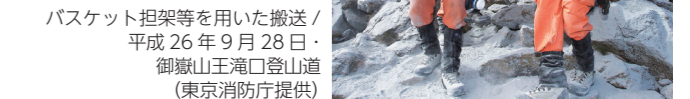
消防庁では、静岡県に対して、延べ 2,097 隊 7,961 人の緊急消防援助隊を派遣し、ドローン等を活用した上空からの情報収集、重機等を活用した広範囲に堆積した土石流による泥やがれき等を除去しながら要救助者の捜索・救助等を行いました。

### 今後発生が懸念される大規模災害への備え

東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等に備え、消防庁では、緊急消防援助隊の大幅増隊、活動体制の充実強化などを図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、ICT 等を活用した地方公共団体の防災・危機管理体制の高度化など、消防防災体制の充実強化に取り組んでいます。



消防庁長官による消防隊員の激励 / 平成 26 年 10 月 9 日・王滝村・八海山荘



バスケット担架等を用いた搬送 / 平成 26 年 9 月 28 日・御嶽山王滝口登山道（東京消防庁提供）



航空隊による救助活動



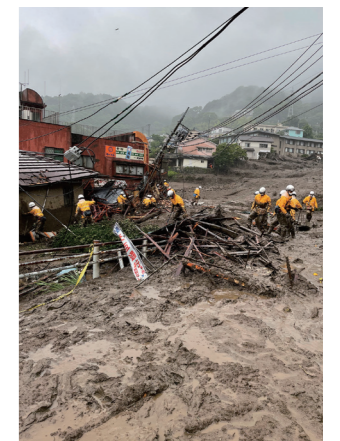
水陸両用バギーによる捜索活動



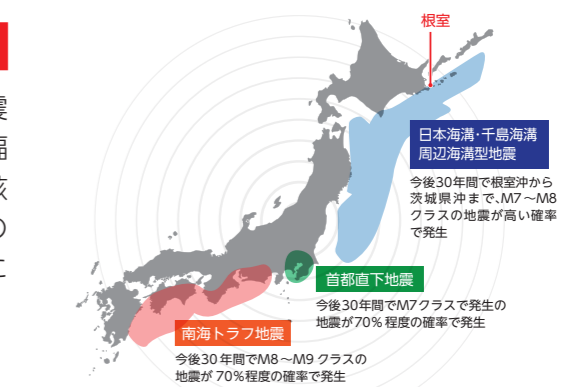
重機による捜索救助活動



土石流現場全容



東京都大隊活動状況







## 全国各地から駆けつける精鋭部隊「緊急消防援助隊」

消防機関は、それぞれの地域における住民の安全・安心を守っていますが、大規模・特殊災害が発生した際、被災地の消防機関だけでは消火、救助、救急活動等の要請に対応できない場合には、自治体の枠を超えて対応する必要があります。

こうした考えから、平成7年に発生した阪神・淡

路大震災の教訓をもとに創設されたのが、緊急消防救助隊です。緊急消防援助隊は、様々な災害に対応できるよう機能別に編成された精鋭部隊から構成されており、平成23年の東日本大震災、平成30年の7月豪雨、令和3年の静岡県熱海市土石流災害等の、様々な災害に出動し、消火・救助等の活動を実施しています。

### 緊急消防援助隊の体制整備

消防庁では、東日本大震災での緊急消防援助隊の派遣が広域化・長期化したことを踏まえ、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を策定し、令和5年度末までに緊急消防援助隊の登録隊数を6,600隊に増強することとしています。

また、懸念される南海トラフ地震、首都直下地震に備え、各地震の被害想定を踏まえた緊急消防援助隊のアクションプランも作成しています。アクションプランを全国の消防本部と予め共有することにより、発災初期の混乱した状態においても緊急消防援助隊が即座に出動するための体制を整えています。



第6回 緊急消防援助隊全国合同訓練

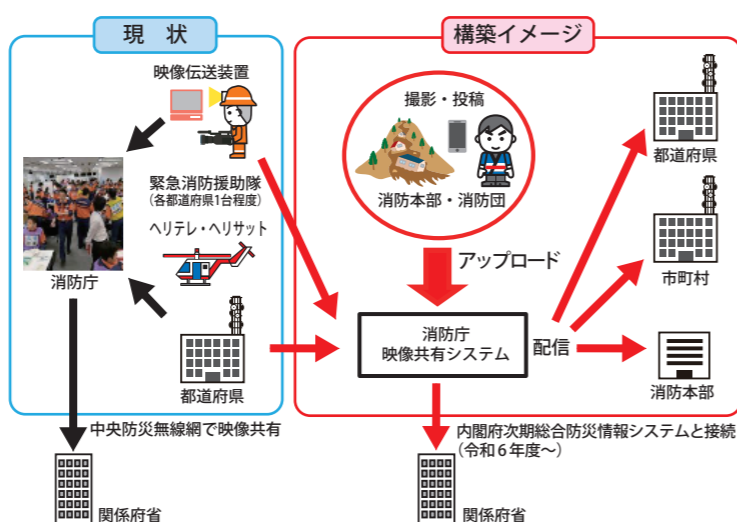


### TOPICS 1

#### 消防庁と地方公共団体との間における映像情報共有手段の充実

災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、スマートフォン等で撮影した映像の投稿機能を有した「消防庁映像共有システム」の構築に向けて取り組んでいます。災害現場に最も早く駆けつける消防団・消防本部の映像を、消防の関係機関が早期に共有することは、被害の早期把握や迅速な対応の実現に有効であると考えます。

当システム整備後は、政府の迅速かつ的確な意思決定を支援することを目的に、内閣府（防災担当）が令和6年度中に整備予定としている次期総合防災情報システムへ接続させ、関係省庁との情報共有の充実も目指します。



### 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁では、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の機能強化を進めています。近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害等に対応するため、ハイスペックドローンや小型救助車の整備等により、効率的な救助活動を行うよう災害対応力を強化しています。さらに、

緊急消防援助隊が長期にわたり活動することを想定し、大型エアータント、トイレ、シャワー、情報通信機器等を積載し、100人規模の宿営が可能な拠点機能形成車の配備も進めています。



ハイスペックドローン



拠点機能形成車



小型救助車

### 消防防災ヘリコプターの配備等による機動力強化

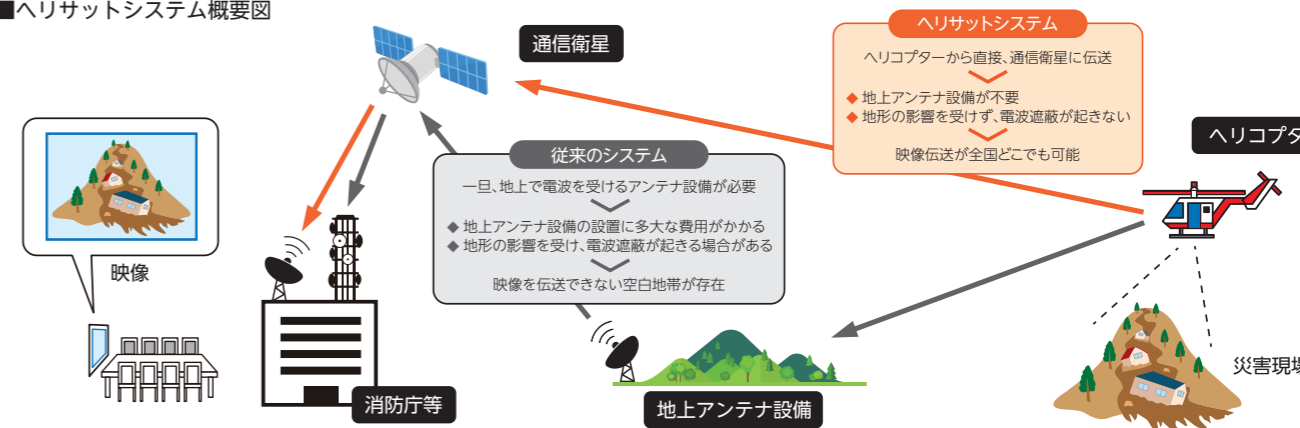
消防防災ヘリコプターには、山岳や海上での救助活動のほか、林野火災における空中消火、緊急性の高い傷病者の遠隔地への救急搬送など、ヘリコプターの高速性・機動性を活かした消防防災活動が期待されています。

規模や装備、進出場所を判断するため被害状況を迅速に把握する重要な役割を担っています。

消防庁では、広域的な災害情報収集体制の充実強化のため、消防庁ヘリコプターの整備を進めるとともに、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットシステムの搭載などを進めています。

大規模災害時には、派遣する緊急消防援助隊の必要

#### ■ヘリサットシステム概要図



出動年月日	災害名等	出動年月日	災害名等
◆平成7年6月緊急消防援助隊創設		H20. 7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震（震度6弱）
H 8.12. 9	蒲原沢土石流災害	H21. 8.11	駿河湾を震源とする地震（震度6弱）
H10. 9. 3	岩手県内陸北部を震源とする地震（震度6弱）	H23. 3.11	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（震度7）
H12. 3.31	有珠山噴火災害	H25.10.16	平成25年台風第26号による伊豆大島における土砂災害
H12.10. 6	平成12年（2000年）鳥取県西部地震（震度6強）	H26. 8.20	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害
H13. 3.24	平成13年（2001年）去予地震（震度6弱）	H26. 9.27	御嶽山噴火災害
H15. 7.26	宮城県北部を震源とする地震（震度6強、6弱）	H26.11.23	長野県北部を震源とする地震
H15. 8.14	三重県ごみ固形燃料発電所火災	H27. 5.29	口永良部島噴火災害
H15. 9. 8	栃木県黒磯市プリダストン栃木工場火災	H27. 9.10	平成27年9月関東・東北豪雨
H15. 9.26	平成15年（2003年）十勝沖地震（震度6弱）	H28. 4.14	平成28年熊本地震（震度7）
H15. 9.28	出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災	H28. 8.31	平成28年台風第10号による災害
◆平成16年4月1日法制化以降		H29. 3.27	栃木県那須町雪崩事故
H16. 7.13	平成16年7月新潟・福島豪雨	H29. 7. 5	平成29年7月九州北部豪雨
H16. 7.18	平成16年7月福井豪雨	H30. 4.11	大分県中津市土砂災害
H16.10.21	平成16年台風第23号兵庫豊岡市水害	H30. 6.18	大阪府北部を震源とする地震（地震6弱）
H16.10.23	平成16年（2004年）新潟県中越地震	H30. 7. 6	平成30年7月豪雨
H17. 3.20	福岡県西沖を震源とする地震（震度6弱）	H30. 9. 6	平成30年（2007年）北海道胆振東部地震（震度7）
H17. 4.25	平成17年 JR 西日本福知山線列車事故	R 1. 8.28	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害
H19. 1.30	奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故	R 1.10.13	令和元年東日本台風（台風第19号）による災害
H19. 3.25	平成19年（2007年）能登半島地震（震度6強）	R 2. 7. 4	令和2年7月豪雨
H19. 4.15	三重県中部を震源とする地震（震度5強）	R 3. 2.25	栃木県足利市林野火災
H19. 7.16	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震（震度6強）	R 3. 7. 3	静岡県熱海市土石流災害
H20. 6.14	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震（震度6強）		



## 住民への災害情報伝達手段の多重化

大規模災害時に、迅速かつ確実に災害情報の収集及び伝達を行うため、災害に強い消防防災通信ネットワークの整備が不可欠です。消防庁では、政府内の情報収集に使用する中央防災無線網、消防庁と都道府県

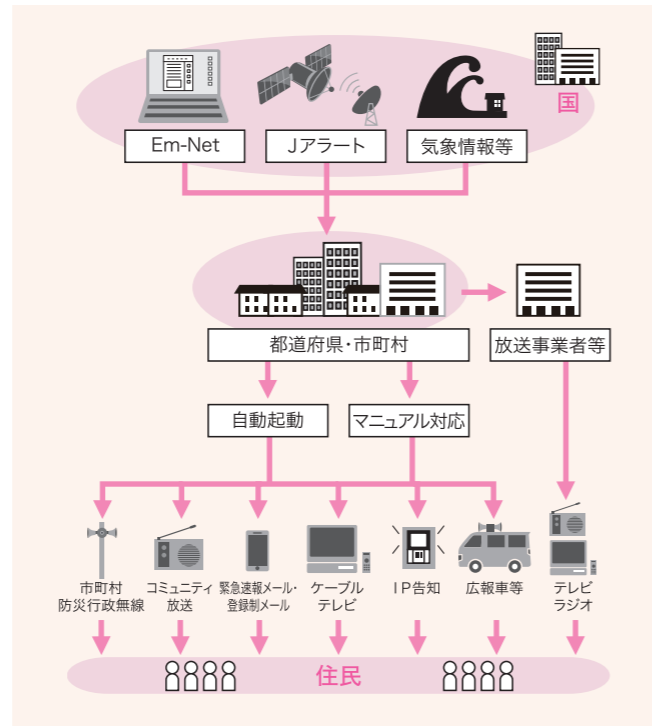
を結ぶ消防防災無線、市町村から住民に情報を伝達する市町村防災行政無線等の消防防災通信ネットワークの充実強化に取り組んでいます。

### 災害情報の住民への迅速かつ確実な伝達

大規模災害時には、被災情報などの収集と住民への避難指示等の確実な伝達が重要です。東日本大震災において、市町村防災行政無線が活用される一方で、地震の揺れや津波による倒壊・破損や電源喪失などにより防災行政無線が利用できなくなった事例もありました。

このため、災害時に、災害情報をすべての住民に確実かつ迅速に伝達する体制を確保するため、防災行政無線のほか、ケーブルテレビやコミュニティ放送、緊急速報メール、テレビなど、様々な伝達手段を確保する必要があります。

消防庁では、情報伝達手段の耐災害性の強化や複数の伝達手段を組み合わせることなどにより、災害情報伝達手段の多重化を進めています。



## 災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業

各市町村においては、災害時における住民への情報伝達を的確に行うため、地域の実情に応じ、情報伝達手段の多重化を図る必要があります。

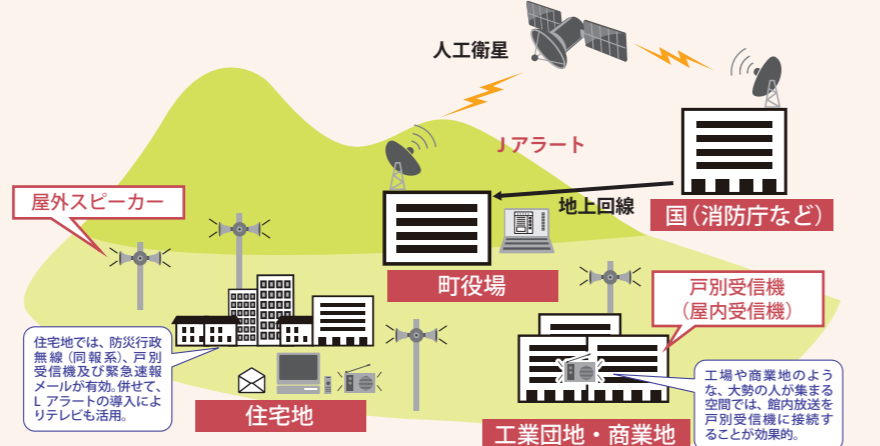
消防庁では、技術的な知見を有するアドバイザーを

市町村に派遣し、情報伝達手段の多重化に係る技術的提案・助言や情報伝達手段整備に対する財政支援措置に関する助言を行っています。

### ■アドバイザー派遣事業のイメージ



### ■アドバイザーからの助言 (イメージ)



## 人命救助の専門部隊「レスキュー隊」の活動

救助隊は、火災、交通事故、自然災害やテロ災害等、様々な災害に際し、人命を救うことを任務とする専門部隊です。救助隊は、人命を救うための高度な救助資機材を救助工作車に積載しているほか、特殊災害対応自動車や重機などの特殊な車両も保有し、専門的な教育を受け、日頃から訓練を重ねています。

消防庁では、年々複雑化・多様化する救助事案に適切に対応するため、救助隊の車両・資機材の整備や教育訓練の充実、救助技術の高度化等、全国的な救助体制の強化に取り組んでいます。



がれき現場で訓練をする救助隊

## 国際緊急援助・国際協力

海外の大規模災害の被災地へ派遣される国際消防救助隊は、昭和61年に設立され、これまでに21回の派遣実績があります。

消防庁では救助隊員599人を国際消防救助隊員として登録し、派遣に備えた準備体制を整備し、海外の

被災地で効果的に活動するための訓練等を実施しています。

また、開発途上国等の消防防災機関職員の研修員の受入れや、国際消防防災フォーラムの開催などを通じて、国際協力に取り組んでいます。

### ■国際緊急援助の概要



### ■国際消防救助隊の派遣実績 (過去15年)

派遣年月日	災害名	被害状況	派遣人数	活動概要
H 20.5.15 ~ 5.21 (7日間)	中国四川省における地震災害	死者 69,227 人・ 負傷者 374,643 人	17 人	建物倒壊現場での捜索救助活動
H 21.10.1 ~ 10.8 (8日間)	インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害	死者 1,117 人・ 負傷者約 2,900 人	17 人	建物倒壊現場での捜索救助活動 ほか
H 23.2.22 ~ 3.12 (19日間)	ニュージーランド南島地震災害	死者 181 人	33 人	建物倒壊現場での捜索救助活動 ほか
H 27.4.26 ~ 5.9 (14日間)	ネパール地震災害	死者 8,896 人・ 負傷者 22,302 人	17 人	建物倒壊現場での捜索救助活動
H 29.9.21 ~ 9.28 (8日間)	メキシコ地震災害	死者 369 人・ 負傷者約 8,800 人	17 人	建物倒壊現場での捜索救助活動
H 30.2.8 ~ 2.11 (4日間)	台湾東部地震災害	死者 17 人・ 負傷者約 285 人	2 人	建物倒壊現場での捜索救助活動支援
R5.2.6 ~ 2.15 (10日間)	トルコ共和国地震災害	調査中 (R5.2 末時点)	17 人	建物倒壊現場での捜索救助活動 ほか



クライストチャーチ CTV ビルでの捜索救助活動 (平成 23 年 2 月ニュージーランド南島地震災害)



メキシコシティトラパパンでの捜索救助活動 (JICA 提供) (平成 29 年 9 月メキシコ地震災害)



トルココフランマラッシュでの捜索救助活動 (JICA 提供) (令和 5 年 2 月トルコ共和国地震災害)



# 救える命を救う



## 消防体制と救急救命体制を拡大・充実させていく

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、住民の安全・安心を確保するため、火災の予防や消火はもとより、救急救助など、多岐にわたる活動を行っています。

現在、日本全国に723消防本部、1,714消防署が設置されており、16万7,510人の消防職員が勤務しています。また、消防団は2,196団、78万3,578人が活動し、地域住民の安全・安心を守っています。

(令和4年4月1日現在)

### 消防体制・活動環境の整備

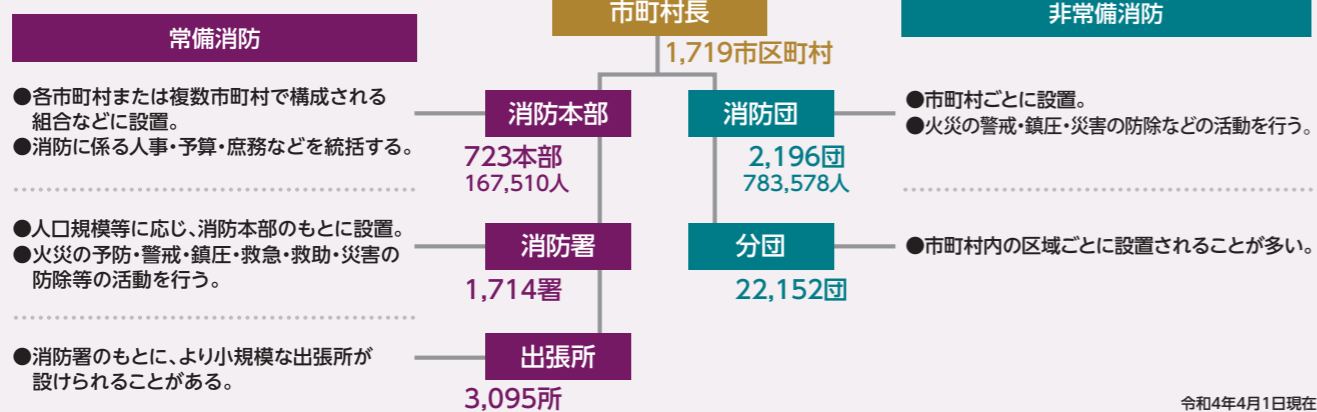
日本における消防機関は、常備消防と呼ばれる消防本部・消防署と、非常備消防である消防団によって構成されています。いずれの組織も、住民に最も身近な地方公共団体である市町村の責任のもとに設置され、市町村長の管理下で活動しています。

日本では、令和3年の1年間で、3万5,222件の火災、619万3,581件の救急出動、6万3,198件の救助活動

事案が発生しており、消防本部、消防団が協力して日夜対応しています。

消防庁では、消防防災施設、車両・資機材等の整備に係る財政支援や訓練・活動マニュアルの策定などを通じ、最前線で活躍する消防職団員の活動環境の整備に取り組んでいます。

#### ■市町村の消防組織



### 消防の広域化

東日本大震災のような大規模災害等の発生、今後の災害リスクの高まり、さらに日本全体の人口減少を踏まえると、消防の広域化による消防本部の体制強化が必要となっています。特に、全体の約6割を占める小規模な消防本部では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等、組織管理や財政運営面における対応に課題があることから、小規模消防本部の規模を拡大し、体制を充実強化することが重要です。

消防庁では、消防の広域化をさらに推進するため、地域の実情を尊重しながら、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある地域や、広域化の気運が高い

地域として指定された重点地域に対し、支援を集中的に実施するとともに、アドバイザーの派遣などを行っています。



### TOPICS2

#### 女性消防吏員の更なる活躍推進

消防本部における女性消防吏員は、昭和44年2月に神奈川県川崎市消防局において初めて採用されました。当時は、家庭の主婦や高齢者、子ども等に対する防火・防災教育等の予防業務（毎日勤務）が主な活躍の場でしたが、平成6年の女子労働基準規則（現・女性労働基準規則）の一部改正により、深夜業の規制が解除され、救急業務・通信指令業務などの交替制勤務への従事も可能となりました。

令和4年4月1日現在、5,585名の女性消防吏員が全国各地で様々な業務に従事しており、これから社会人となる年齢層の女性に、消防業務の魅力と消防分野での女性の活躍を広く知ってもらうため、消防庁HP内に「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」を公開しています。

消防庁では、PRポスター・パンフレットの制作や職業体験イベント・Webセミナーを開催するなど、全国の消防本部における女性の採用試験受験者数を増加させる取組に加え、女性専用施設（トイレ、仮眠室等）の整備に対し財政支援を行うなど、女性消防吏員が生き生きと働き続けられる職場環境整備にも取り組んでいます。



志摩市消防本部（救急業務）



東山梨行政事務組合  
東山梨消防本部  
(予防業務)



ポータルサイトはこちら



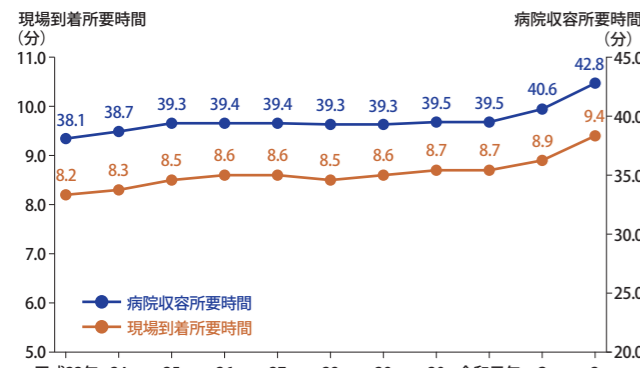


## 救急救命体制の充実強化

令和3年中の救急出動件数は、約619万件となり、病院収容までの時間も延伸傾向です。

救急現場から病院に到着するまでの一分一秒は、「救える命」を確実に救うためのかけがえのない時間です。この間における対応が重度傷病者の明暗を分けると

■現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移

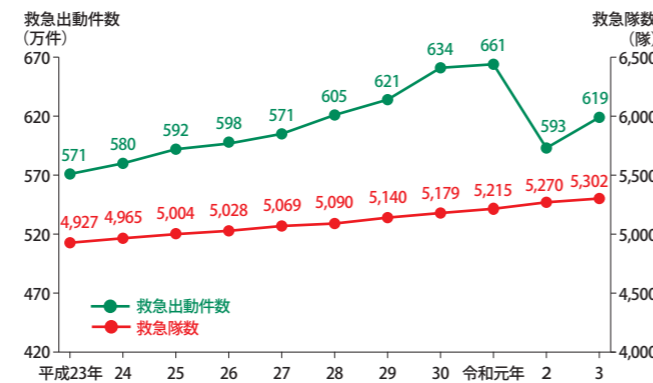


※東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値より集計している。

言っても過言ではありません。

このため、消防庁では、消防機関と医療機関の連携強化を推進するとともに、救急業務の高度化に伴って必要となる救急救命士の養成や高度救急救命処置用資器材等の整備を積極的に進めています。

■救急出動件数と救急隊数の推移



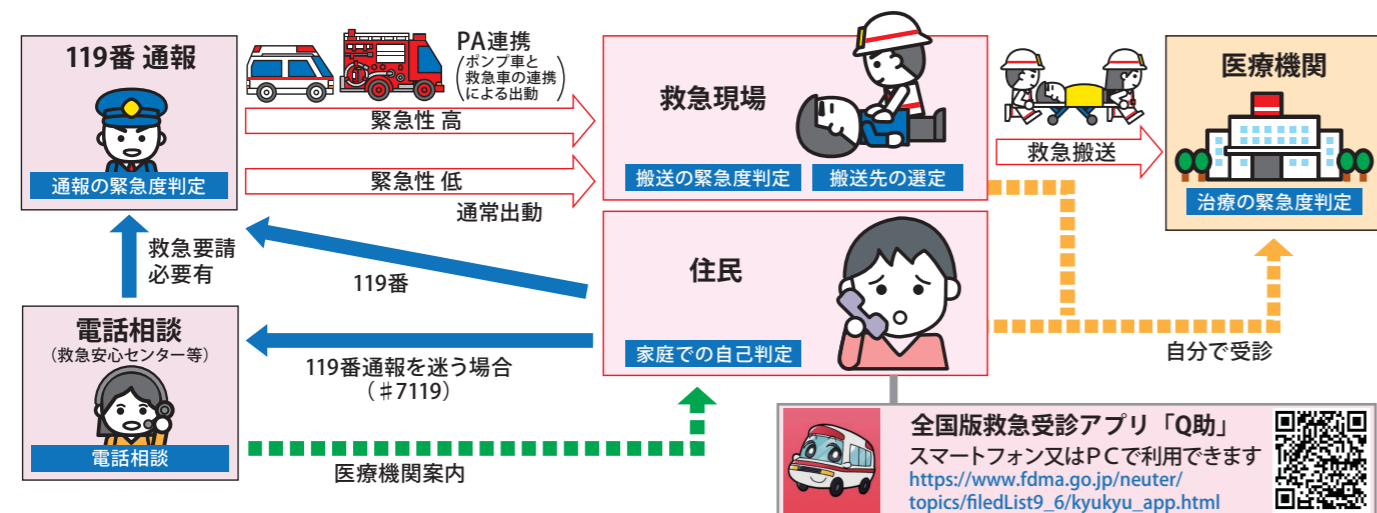
## 救急車の適時・適切な利用の推進

令和3年中の救急自動車による救急出動件数は約619万件と、10年前の平成23年に比べ約8.4%増加しています。一方、救急隊数は同時期で約7.6%の増加となっており、救急搬送時間も延伸傾向となるなど、救命率の低下が懸念されています。

消防庁では、救急車の適時・適切な利用の観点から、急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷っ

た際、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口「救急安心センター事業（#7119）」の全国展開を推進するとともに、住民による緊急度判定を支援する全国版救急受診アプリ「Q助」を提供しています。

また、緊急性の高い傷病者への消防・救急・医療資源の適切な活用を推進するため、傷病者の症状に応じて緊急性を判断できる「緊急度判定プロトコル Ver.3」を策定し、公開しています。



## 医療と連携した救急業務高度化の推進

平成3年に救急救命士制度が導入され、現在救急救命士の資格を持つ消防職員は、4万2,495人（令和4年4月1日現在）となっています。

救急救命士は、心肺停止状態の傷病者に対し、除細動や気管挿管、薬剤の投与（一部、心肺停止前に行う輸液や薬剤投与もあります。）といった救命処置を行うことができ、救急現場で活躍しています。消防庁では、高度化する救急需要に応えるため、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に救急救命士の養成と運用体制の整備を推進しています。

また、いくつかの地方公共団体においては、各救急自動車にタブレット型情報通信端末等を配備し、医療機関の受入情報や傷病者に係る情報を入力・閲覧すること等により、円滑かつ適切な搬送・受入体制

を確保する取組も始まっており、消防庁では、このようなICTの活用による救急業務の高度化を推進しています。



特定行為

## 応急手当の普及・啓発

救急出動の要請から救急隊が現場に到着するまでは、平均で9.4分（令和3年中の平均時間）を要します。この間に、現場に居合わせた人による適切な応急手当が実施されれば、大きな救命効果が期待されるため、一般市民の間に応急手当の知識と技術を広く普及することが重要です。

令和3年は、約71万人が応急手当講習を受講し、住民による心肺機能停止傷病者への応急手当の実施率は50.6%となるなど、応急手当の一般市民への普及は進みつつあり、消防庁では、心肺蘇生やAEDの使用方法など応急手当の普及啓発を推進しています。



救命講習

## TOPICS3

### 新型コロナウイルス感染症に係る取組

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、救急活動の際に必要な感染防止資器材の使用量が増加し、消防本部における感染防止資器材の確保に支障をきたす事態が発生しました。消防庁では、緊急的な措置として、累次の補正予算などを活用してN95マスクや感染防止衣、手袋などの感染防止資器材を調達し、必要とする消防本部に提供することで、現場の救急活動を支援しています。

また、標準予防策や感染経路別予防策といった救急現場における感染防止対策などの基本的な内容を示す「救急隊の感染防止対策マニュアル」について、最新の医学的知見や新型コロナウイルス感染症への対応の経験などを踏まえて改訂し、全国の消防本部に周知することで、救急隊員の感染防止対策の徹底を図っています。



個人防護具の着用例  
（「救急隊の感染防止対策マニュアル」抜粋）

1 備える

2 救う

3 防ぐ

4 高める

5 守る

6 挑戦する

e t c



# 多様化する火災・企業災害を

# 未然に防ぐ



## 火災・事故の原因等を調査・検証し、防火安全対策を推進する

近年、グループホームなどの小規模社会福祉施設や大規模物流倉庫、民泊などの新しい形態の施設が出てきており、新たな火災予防対策の検討が必要となっています。

また、石油コンビナートや危険物施設における震災対策の推進も求められています。

消防庁では、複雑・多様化する火災・事故に対し、原因や被害拡大要因などを調査・検証し、ハード・ソフト両面からの防火安全対策の強化を図っています。

### 多様化する火災の予防

消防庁では、火災が発生するたびに原因を追求し、消防法令の改正を重ね、火災予防行政の強化を図ってきました。その結果、千日デパートビル火災（死者118人）やホテルニュージャパン火災（死者33人）のような、大規模な建物で多数の死者が発生する火災は現在では見られなくなっています。

一方、近年は、グループホームなどの小規模社会福祉施設や大規模物流倉庫、民泊などの新しい形態の施設

が出てきており、新たな火災予防対策の検討が必要となっています。また、消防用設備等に関する事故の防止や、消火薬剤の環境規制といった課題への対応も必要です。

消防庁では、社会構造の変化や建物の利用形態の変化に柔軟に対応し、必要な消防法令の改正や、事業者への指導の推進などを行っています。

平成29年2月埼玉県三芳町倉庫火災、令和2年4月宮城県岩沼市倉庫火災、令和3年11月大阪市此花区倉庫火災といった大規模倉庫火災が相次いで発生。これらを受け、大規模倉庫の防火安全対策の徹底を図るため、事業者による効果的な消防訓練の実施や火災危険性の把握等を推進



令和3年大阪市此花区倉庫火災 (大阪市消防局提供)

平成28年12月の糸魚川市大規模火災、令和4年4月及び8月の北九州市巨漕地区火災など、古い木造建築物が密集する地域で大規模な火災が発生したことから、火災発生時に大規模な火災につながる危険性の高い地域を「重点防火指導対象地域」と定め、地域関係者と連携した重点的な防火指導を推進

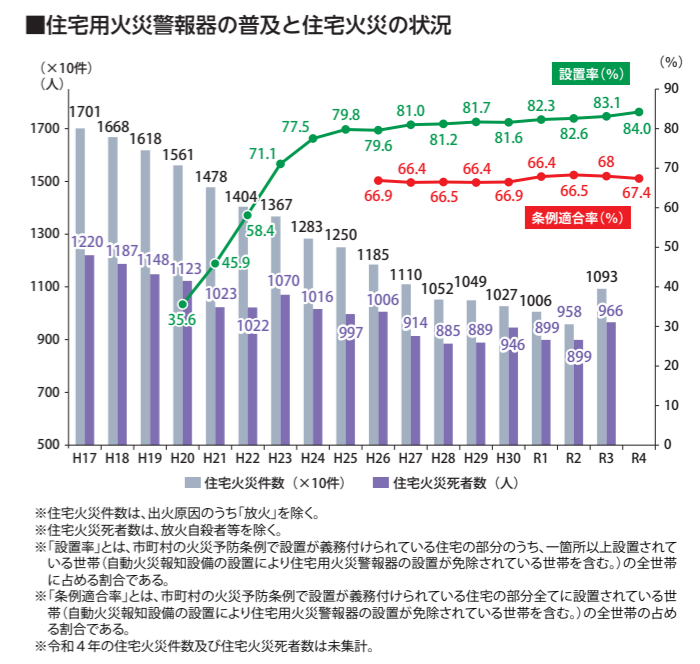


平成28年糸魚川市大規模火災 (糸魚川市消防局提供)

### 住宅防火対策の推進

住宅火災の死者は毎年1,000人近く発生していますが、そのうち高齢者が約7割を占めており、特に逃げ遅れによる死者が多い状況です。住宅火災の早期発見に有効である住宅用火災警報器は、全ての住宅に設置が義務付けられていますが、その設置率は約84%となっており、さらなる設置の促進を図っています。また、設置から10年以上を経過した住宅用火災警報器の電池切れや故障が懸念されることから、定期的な点検など維持管理の必要性を呼びかけるとともに、設置から10年以上を経過した住宅用火災警報器の取替えを推進しています。

消防庁では、火災予防運動や住宅防火・防災キャンペーン等を通じ、消防本部、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、住宅火災による死者が一人でも少なくなるよう、住宅防火対策を推進してまいります。



### 火災原因・流出事故原因調査、製品火災対策の推進

火災が発生した場合、消防機関は火災の原因調査を行い、調査結果から得られた教訓を防火安全対策や消防活動などに活用しています。

消防庁では、大規模な火災や特殊な火災等が発生した場合、消防庁長官が主導して、管轄の消防本部と連携した火災原因調査を行います。また、火災につながる恐れのある大規模な危険物の流出事故や危険物施設の破損等が発生した場合、市町村長等からの求めに応じて消防庁長官が主導して管轄の消防本部と連携した

事故の原因調査を行います。

また、電気用品や燃焼機器等、生活に身近な製品が発火源となる火災も多く発生していることから、消防庁では、製品の不具合により発生したとされる火災の情報を公表し、国民に広く注意喚起を図るとともに、消費者庁や経済産業省等の関係省庁との情報共有体制を確保するなど、国民の安心・安全の確保のため、製品火災対策の取組を強化しています。

### TOPICS 4 大阪市北区ビル火災に係る対応

令和3年12月17日に大阪市北区において、死者27人（容疑者1人含む）、負傷者1人という極めて重大な人的被害を伴うビル火災が発生しました。出火原因は、容疑者がガソリンを散布し、ライターを用いて放火したものと判明しました。

この火災を受け、消防庁では国土交通省と合同で開催した有識者検討会において、直通階段が一つしか設けられていない建築物における防火・避難対策等について検討を行い、報告書がとりまとめられました。

この報告書を踏まえ、「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」の策定や、立入検査に関するマニュアルなどの見直しを行い、消防法令違反の是正の徹底等について、より一層の推進を図りました。また、消防隊の見回りや立入検査の機会を通じてガソリンスタンドにおける顧客の本人確認等の適正な運用の徹底を図るよう再度通知するなどの対応を行いました。



出火建物外観





## 石油コンビナート等の防災体制の強化

危険物や高圧ガスなどの可燃性物質が大量に集積する石油コンビナートでは、消防法、高圧ガス保安法などとともに石油コンビナート等災害防止法により、様々な保安上の対策が行われています。

石油コンビナートでは、大規模な爆発、火災の延焼等により、工場の敷地外にまで影響が及ぶなど、国民の安全・安心に大きな影響を及ぼす恐れがあります。東日本大震災では、石油コンビナート等で大規模な火災が発生し、甚大な被害が生じました。

消防庁では、石油コンビナート災害を防止できるよう、災害の拡大防止、早期鎮圧、二次災害防止等の観点から、石油コンビナート内の事業者に対し、災害時に消防機関等へ情報提供を行う体制を整備させるとともに、火災、爆発、漏えい等が発生した際の消防機関への迅速な通報の徹底、さらには施設の適切な維持管

理、防災資機材の配備・維持管理などの徹底を通じて、石油コンビナート等の防災体制の強化を図っています。



石油精製業や石油化学工業などの施設



石油コンビナート火災（東日本大震災）



石油コンビナート火災における消火活動



エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

## 原子力災害への備え

東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法が改正されるなど、原子力防災対策の抜本的な見直しが行われています。

消防庁では、福島原発事故等における消防活動事例や近年の技術的進展を踏まえ、事故等の発生時に消防隊員の安全を確保しながら効果的な消防活動が展開できるよう、消防活動マニュアルを見直すなど、消防機関による原子力施設等における活動対策に関する支援等を行っています。

さらに、放射性物質の事故等への対応力を強化するため、個人警報線量計などの放射性物質事故対応資機材を消防本部へ配備するほか、消防職員に対する原子力防災研修として消防大学校に専門コースを設けるなど、消防機関の消防活動能力の向上等に取り組んでいます。



原子力施設災害対応訓練

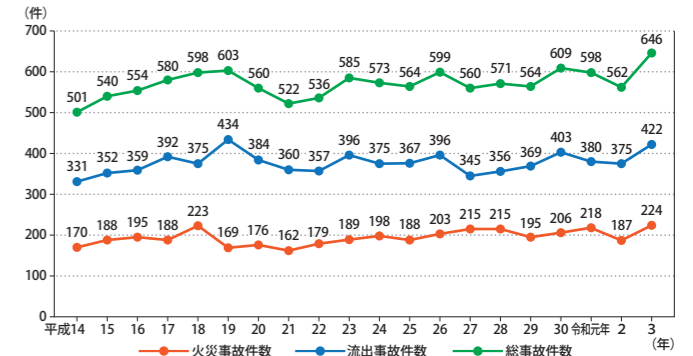
## 危険物の安全確保

### 危険物施設における事故防止対策

火災危険性の高いガソリンや軽油などの危険物を取り扱う危険物施設は、化学プラントや石油タンクなどの産業施設から、ガソリンスタンドのような身近なものまで、様々な形で全国に設置されています。ひとたびこれらの施設で火災・流出などの事故が発生すると、国民の安全・安心に大きな影響を与えることとなります。

消防庁では、危険物施設の経年変化による事故を防止するための新しい技術を用いた点検方法等の検討等、様々な要因で発生する危険物施設における事故への対応や、地震や風水害等の自然災害対策の推進に取り組むとともに、国、地方公共団体、消防機関、事業者等、関係者が一体となった事故防止対策を推進しています。

■危険物施設における火災・流出事故発生件数の推移



（注）事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いている。



屋外タンク貯蔵所からの危険物が流出 / 東日本大震災（仙台市消防局提供）

### 社会ニーズに応じた危険物の安全対策

我が国の危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加するなど、近年、危険物等に係る事故は高い水準で推移しています。

一方で、科学技術や産業経済の進展に伴い、危険物は国民生活の中で様々な用途に用いられており、社会のニーズに応じて国民の利便性と安全性を確保するため、危険物の安全対策を進める必要があります。

消防庁では、リチウムイオン蓄電池を大量に貯蔵する場合等の安全対策について検討を進めているほか、新たな物質の危険性の早期把握や、昨今の技術革新やデジタル化の急速な進展に伴うドローンやIoT、AIなどのデジタル技術を駆使した危険物施設における

効果的な予防保全を行う「スマート保安化」の調査・検討等に取り組んでいます。



石油タンクのドローン点検に係る実証実験（苫小牧東部国家石油備蓄基地において）



スプリンクラー設備によるリチウムイオン蓄電池の消火実験

1 備える

2 救う

3 防ぐ

4 高める

5 守る

6 挑戦する

e t c



# 消防団を中核に地域の防災力を高める



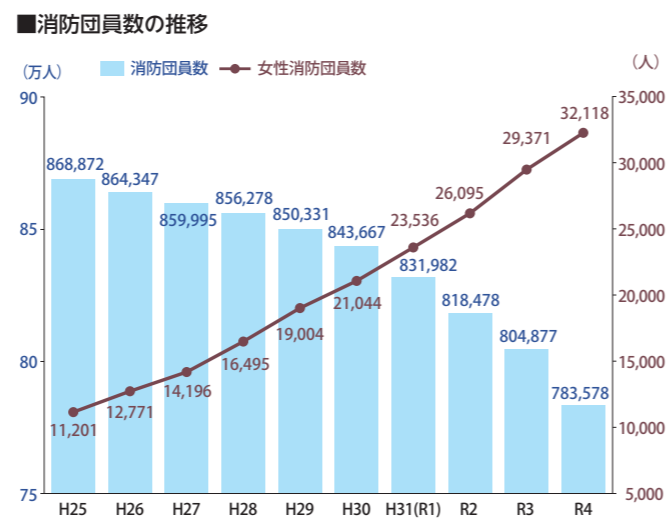
地域住民と協力しあい、地域の安全・安心を守る

消防団は、市町村の非常備の消防機関です。消防団員は、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域の安全を守るために消防・防災活動を行っています。  
地域のことをよく知る消防団を中心とした消防防災体制を構築することが、地域の安心・安全の確保に不可欠です。

## 地域コミュニティの核としての消防団員

消防団は全国に2,196団あり、約78万人の団員が昼夜を問わず、活躍しています。  
消防団は、消火活動をはじめ、地震や風水害などの自然災害などにおける災害防除活動、住民の避難支援、被災者の救出・救助などの活動を行い、地域住民の生命・身体・財産を守るとともに、平常時においても地域に密着した活動を行い、地域コミュニティの活性化に貢献しており、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割はますます大きくなっています。  
一方で、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化から、消防団員数は年々減少しており、地域防災力の維持・向上のためには、消防団員数の減少に歯止めをかけ、消防団の充実強化を図ることが重要です。例えば、大規模災害や予防広報等、特定の活動・役割のみを担う機能別団員・機能別分団制度により、

幅広い地域住民の方々が多様な方法で地域に根ざし活躍しており、機能別消防団員は年々増加傾向にあります。



## 消防団の処遇改善・加入促進に関する取組

近年、災害が多様化・大規模化し、様々な役割が消防団に求められる一方で、消防団員数は年々減少しています。さらに、今後発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害等に備えることも必要です。このため、消防庁では、地域防災の中核となる消防団の充実強化に取り組んでいます。  
具体的には、①消防団員の報酬等の基準の策定等を通じた処遇の改善、②真摯かつ継続的に消防団活動に取り組む、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等に

対して実績を認定する「学生消防団活動認証制度」の普及・啓発、③消防団活動に協力的な事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」の普及・啓発、④消防団員募集ポスター等の配布やイベントの開催を通じた消防団への加入促進、⑤女性や若者の加入を促進するための地方公共団体の工夫を凝らした取組の支援、⑥救助用資機材等の消防団の装備の充実などに取り組んでいます。



ポスター等による消防団加入促進



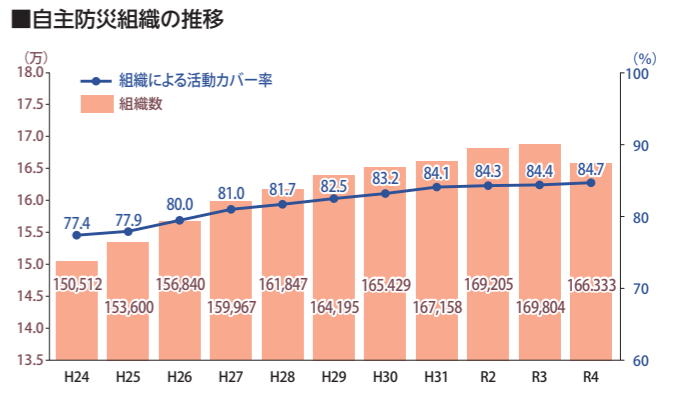
電車内モニター広告



他の模範となる活動を行った消防団への表彰

## 地域防災を支える自主防災組織等の育成

地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下、大規模災害時には、消火、被災者の救出・救護、避難誘導等の自主的な防災活動を行うことが重要であり、自主防災組織の活動を活性化していくことが大切です。  
消防庁では、自主防災組織を育成するために、教育、訓練の指針等をまとめた手引の作成や優良な活動事例の表彰等を実施しています。





# テロや武力攻撃から国民を守る



## 国の総力を挙げて国民保護を実施する

我が国に対する武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、国や都道府県、市町村は相互に連携協力し、国民の安全を確保する責務を有しています。

消防庁では、警報の発令や避難措置の指示の通知、被災情報及び安否情報の収集・提供等のほか、国の対策本部と地方公共団体との連絡調整を担当します。

また、国と地方公共団体との共同訓練、テロ災害への対応に必要な資機材の整備及び住民が緊急情報を迅速・確実に受け取ることができる国民保護のための体制整備などに取組んでいます。

## 国民保護共同訓練

平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対応能力の向上や関係機関との連携強化を図ることが重要です。

消防庁では、内閣官房等の関係機関と連携し、国と地方公共団体が共同で行う国民保護共同訓練の実施を

促進するとともに、訓練を通じて国民保護法等に基づく対応を確認し、その実効性の向上に努めています。

国民保護共同訓練には、地方公共団体が行う大規模テロや弾道ミサイル等を想定した実動訓練、図上訓練や弾道ミサイルを想定した住民避難訓練があります。

### 実動訓練



被災者の救出・搬送

### 図上訓練



住民避難の検討

### 住民避難訓練

【訓練】政府からの発表  
2017/12/01 10:00  
「ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」  
(総務省消防庁)

**訓練開始**  
防災行政無線や緊急速報メール等により訓練参加者への情報伝達を実施。

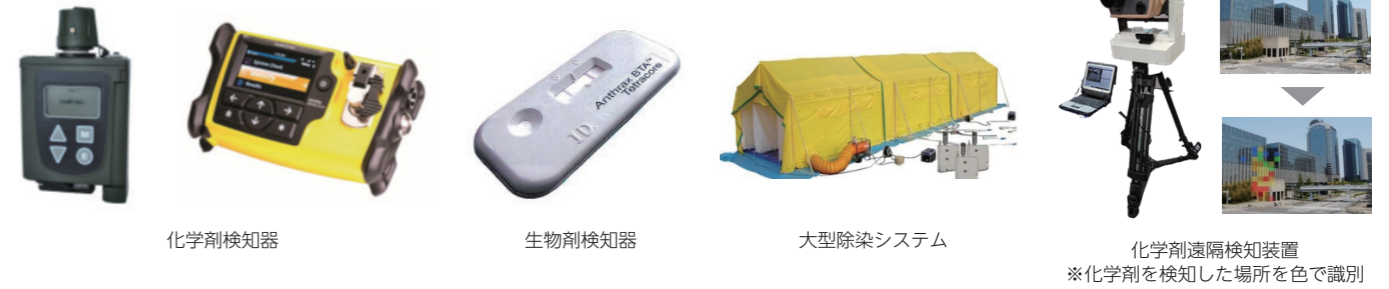
**避難行動**  
弾道ミサイルの発射情報を受けた訓練参加者がそれぞれ判断して避難行動を実施。

**避難完了**  
避難先において避難行動を継続。安全確認が取れた等の情報により訓練終了。

## NBC 対応資機材の整備

核物質 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学剤 (Chemical) を使用したテロ災害に適切に対処するためには、専門的な知識と技術、そして資機材が必要です。消防庁では、化学剤・生物剤検知器、大型除染システム、化学剤遠隔検知装置など NBC 災害等に対応するための

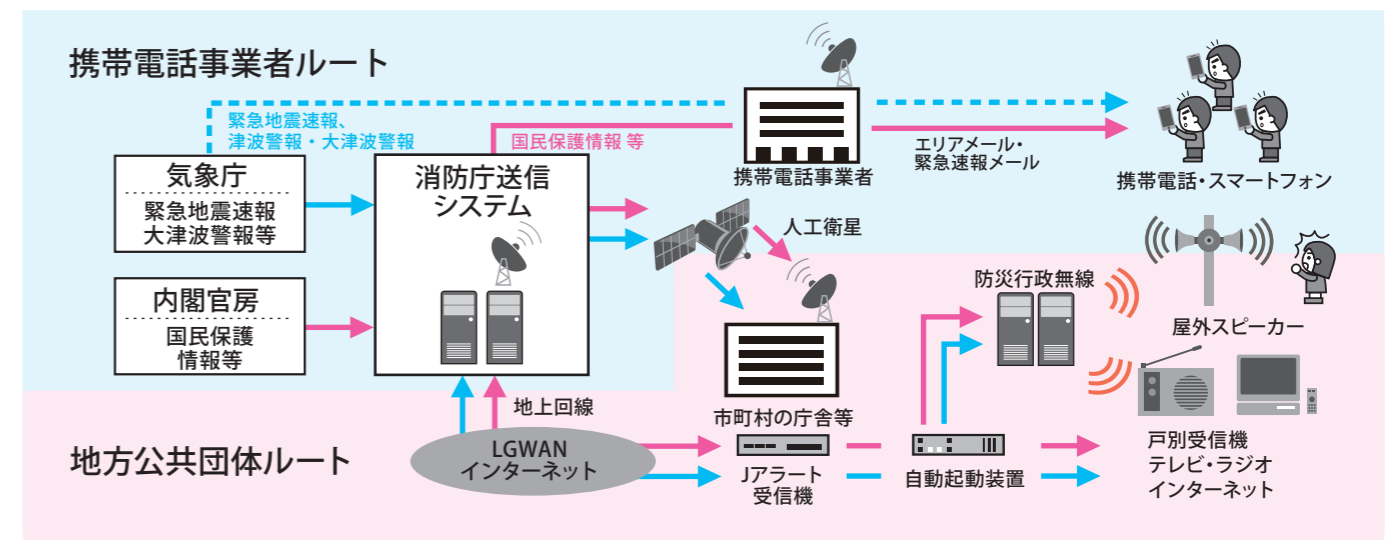
資機材を全国の主要な消防本部に配備しています。また、消防大学校では、NBC テロ災害発生時に適切に対処するための教育訓練課程を設ける等、危機管理教育訓練の充実強化を図り、専門知識を擁する人員の育成に取り組んでいます。



## 全国瞬時警報システム「Jアラート」

Jアラートは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メールや、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムです。

Jアラートは、平成 18 年度から運用が開始され、平成 28 年度には、すべての市町村で、受信した緊急情報を防災行政無線などの情報伝達手段を自動起動させて住民へ伝達することが可能となりました。



## TOPICS5 国民保護に係る避難施設の指定促進

国民保護法において、都道府県知事や指定都市の長は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ避難施設の指定をしなければならないこととされています。また、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設 (緊急一時避難施設) を指定するよう配慮することとされており、指定に向けた取組を行うよう働きかけを行っています。



1 備える

2 救う

3 防ぐ

4 高める

5 守る

6 挑戦する

e t c



# 人材育成と新たな技術に挑戦

# する



## 消防職員・団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、活動の基礎となる知識・技能の向上が不可欠です。消防職団員に対する教育訓練については、国・都道府県・市町村が機能を分担し、相互に連携しながら実施しています。

消防庁では、消防大学校において全国の消防職団員に対し、幹部に必要とされる高度な教育訓練を行っています。このほか、都道府県などの消防学校、各消防本部、消防署や消防団においても教育訓練が実施されており、救急救命研修所などにおいて専門的な教育訓練も行われています。

### 消防大学校(国)

- 学 科** 総合教育…幹部科、上級幹部科、新任消防長・学校長科、消防団長科  
専科教育…警防科、救助科、救急科、予防科、危険物科、火災調査科、新任教官科、現任教官科
- 実務講習** 緊急消防援助隊教育科…指揮隊長コース、高度救助・特別高度救助コース、NBCコース、航空隊長コース  
危機管理・防災教育科…危機管理・国民保護コース、消防団活性化推進コース、自主防災組織育成短期コース  
女性活躍推進コース、査察業務マネジメントコース

### 消防学校(都道府県等)

#### 消防職員を対象とする教育訓練

初任教育、  
専科教育(警防科・特殊災害科・予防査察科・危険物科・火災調査科・救急科・救助科)、  
幹部教育、特別教育

#### 消防団員を対象とする教育訓練

基礎教育、専科教育(警防科・機関科)、幹部教育、特別教育

## いつでも、誰でも、ネットで学べる防災・危機管理 e-カレッジ

「防災・危機管理 e-カレッジ」では、インターネットを利用して、誰でも簡単に防災の知識や災害時の危機管理について学習することが可能です。

大規模災害による被害の軽減を図るためには、地域防災力の充実強化を図り、地域住民一人一人の危機管理・判断力を向上させることが重要です。災害への備えや災害時にとるべき行動を学習することができますので、是非ご活用下さい。

URL (<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>)

e-カレッジ



## 消防防災における科学技術の研究・開発

消防庁では、安心・安全な社会の実現に向けて、実用化を目的とした研究開発を一層推進することにより、その成果が消防防災分野における社会システムの

高度化に大きく貢献することを基本方針とし、関係者の一層の連携を図っています。

### 消防防災科学技術研究推進制度

消防防災分野における革新的かつ実用的な技術の育成・利活用を目的とした提案公募の形式による競争的研究資金制度を平成15年度に創設し、産学官連携によ

る技術開発を進めています。本制度により得られた研究成果は、消防防災分野に有用な知見や資機材等の社会実装、施策への反映等その成果が活用されています。

## 消防研究センターの研究開発

我が国唯一の消防防災に関する国立研究機関である消防研究センターは、第一線で活躍する消防職団員の活動を科学技術の面から支え、社会の安全・安心に関する要請に応じています。大規模火災や危険物流出等の事故に係る原因調査を行い、消防庁の施策や原因調査結果を踏まえた効果的な対策や技術の研究開発を進めています。さらに、土砂災害や危険物施設での火

災など特殊災害現場での支援活動をはじめ、永年にわたって蓄積されてきた知見を消防本部に助言するなど、研究成果や調査結果を最前線の消防活動に反映させる取組みも行っています。

[https://nriid.fdma.go.jp/public\\_info/library/kenkyu\\_kaiatsu/index.html](https://nriid.fdma.go.jp/public_info/library/kenkyu_kaiatsu/index.html)

研究開発の動画はこちら▶



### 消防ロボットシステムの研究開発

消防隊員が災害現場で活動することが極めて危険であり、困難な大規模・特殊な災害において、自律技術により安全な場所からロボットを稼働させることができ、複数のロボットが協調連携し、さらに、高い放射熱に耐えられる性能を備えた消防ロボットシステム(スクラムフォース)を開発しました。



スクラムフォース

### 救急搬送における感染症対応に関する研究開発

無症状者を含む新型コロナウイルス感染者を救急搬送する際の感染拡大防止対策及び感染拡大期を含む救急出場要請件数増大期における救急搬送時間短縮手法の研究開発を行っています。



気流制御装置

実験用救急車と気流制御装置の試作機

### 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

大規模自然災害時においてより多くの国民の生命を守ることを目的として「現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発」等、要救助者の迅速かつ安全な救助等に資する研究を行っています。



土砂災害現場でのドローンを用いた夜間の地形計測手法の開発のための実験の様子

### 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

大規模倉庫等で火災が発生した場合、可燃物の量によっては急速な延焼拡大や大量の濃煙熱気が発生し、また、外壁に開口部が少なく、出火場所が外部の開口部から離れている場合、消防隊が内部進入し直接消火することが極めて困難になります。

このため、消防隊員が内部進入することなく安全に、建物外部から消火を可能とする手法の開発を行っています。



段ボールが延焼拡大の様子

倉庫模型を用いた燃焼実験

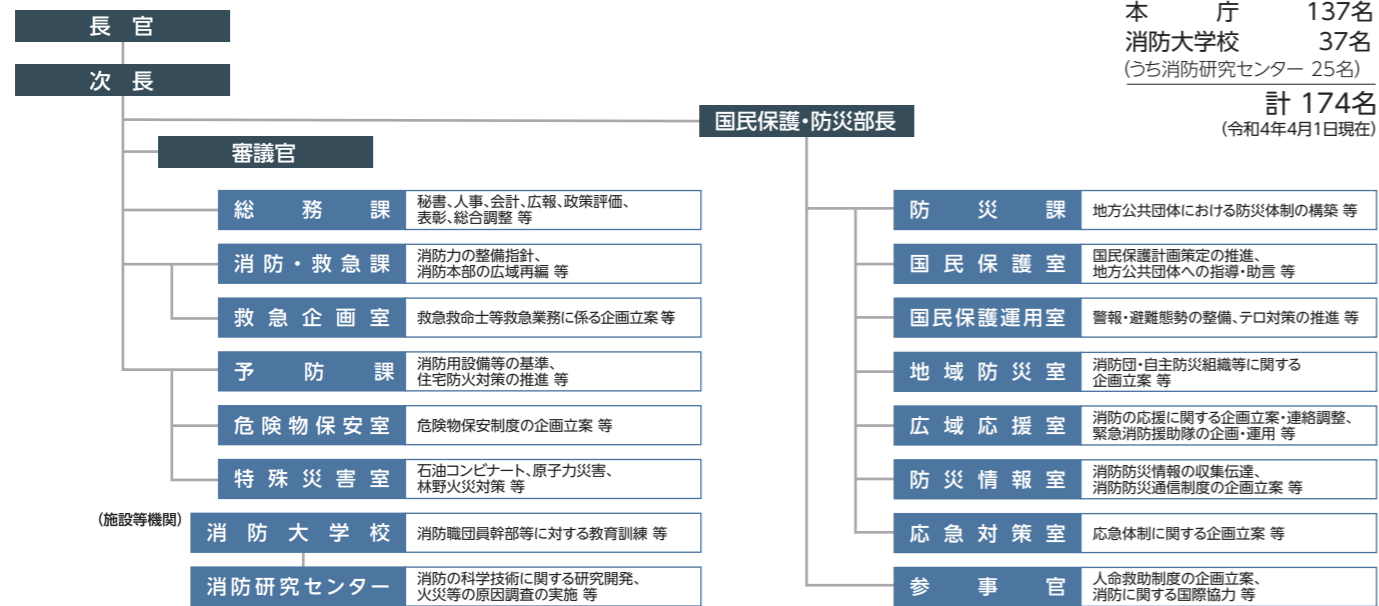


# 私たちは『消防庁』です

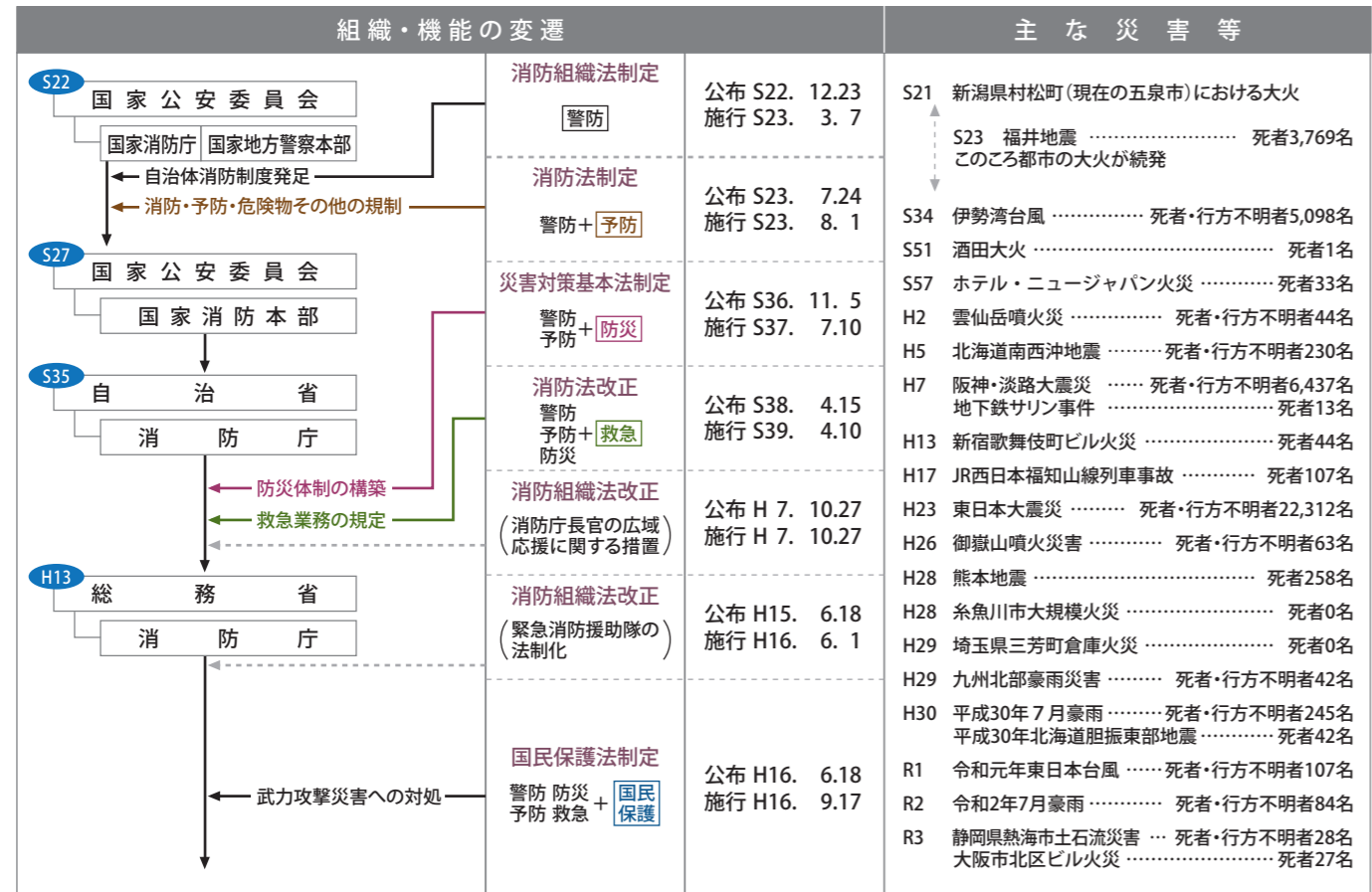
消防庁は、昭和23年の国家消防庁、昭和27年の国家消防本部を経て、昭和35年に自治省の外局として発足し、現在は総務省の外局となっています。現在までの間、多くの大規模な火災や災害、事故が発生

したことを受け、組織体制も充実強化してきました。これからも、安全・安心な社会を実現するため、火災・地震・風水害などの災害による被害を最小限にとどめる努力を続けていきます。

## 消防庁の組織及び所掌事務



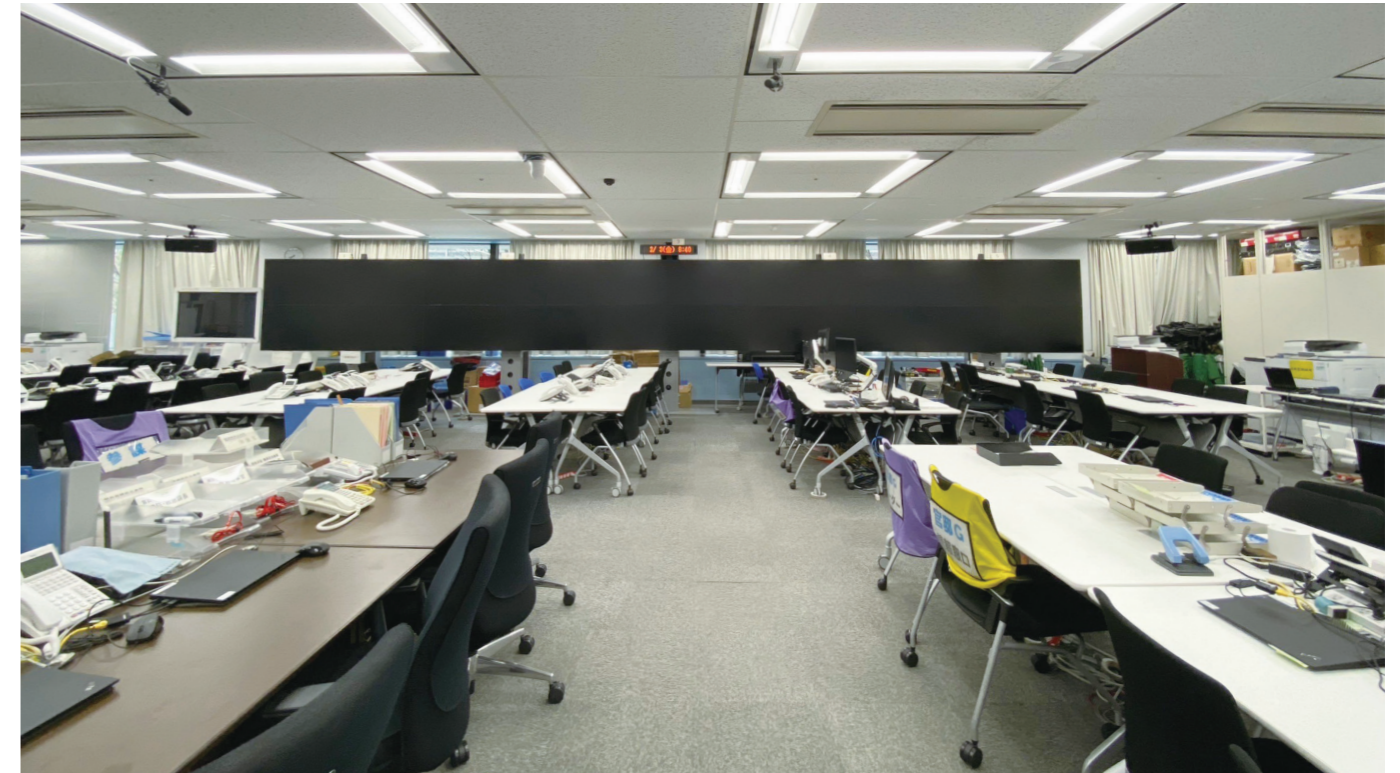
## 消防庁本庁の組織・機能の変遷



# 消防防災・危機管理センター

消防庁は、災害を未然に防ぎ、災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、法令の整備や資機材の配備などを行っています。また、大規模な災害が発生

した場合には、速やかに消防庁長官を本部長とする災害対策本部を設置し、情報収集や緊急消防援助隊のオペレーションなどを行います。



消防庁内に設置されている消防防災・危機管理センターは、災害対応を行う消防庁のオペレーションルームです。有事の際、総理大臣官邸や内閣府をはじめ、都道府県や市町村、消防本部などの関係機関との情報共有が行えるよう、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、ヘリコプターテレビ伝送システムなどを整備しています。

## 消防庁の車両等



指揮車



人員輸送車



衛星車載局車



指揮支援車



消防庁ヘリコプター

1 備える

2 救う

3 防ぐ

4 高める

5 守る

6 挑戦する

etc